

## 「道路運送法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等の解釈及び運用について」の一部改正について（新旧対照表）

新	旧
	国自総第427号 国自旅第151号 平成14年1月17日
一部改正	国自総第395号 国自旅第215号 平成16年12月24日
一部改正	国自総第38号 国自旅第15号 平成19年5月1日
一部改正	国自安第68号 国自旅第136号 平成21年9月29日
一部改正	国自安第111号 国自旅第188号 平成21年11月20日
<u>一部改正</u>	<u>国自安第8号</u> <u>国自旅第10号</u> <u>平成22年4月28日</u>
各地方運輸局自動車交通部長 殿	各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿	関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿	各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿	沖縄総合事務局運輸部長 殿
自動車交通局安全政策課長	自動車交通局安全政策課長
自動車交通局旅客課長	自動車交通局旅客課長
道路運送法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等の解釈 及び運用について	道路運送法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等の解釈 及び運用について

道路運送法（以下「法」という。）の規定に基づく運行管理者資格者証の返納命令の発令基準については、「道路運送法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等について」（平成14年1月17日付け国自総第427号、国自旅第151号）により通達したところであるが、この通達の解釈及び運用について下記のとおり示すので、施行に当たって遗漏のないよう取り扱われたい。

## 記

1 前文中「資格者」とは、法に基づく運行管理者資格者証の交付を受けている者であって、行政処分等の基準により処分等を行おうとする事業者の運行管理者として選任されているか否かに拘わらず、当該事業者の運行の安全確保業務に従事している者をいうものとする。

なお、当該事業者の運行管理者として選任され、運行の安全確保業務をあたかも行っているかのように装うことについて、承諾している者を含むものとする。

## 2 通則関係

- (1) (2) 中「勧告、警告」についての取扱いは、警告は勧告より厳しい文章表現とし、例えば再度法令違反を行えば運行管理者資格者証の返納を命ずる等の表現を含むこと。
- (2) (3) 中「同一の資格者の運行の安全確保に関する再違反」とは、営業所単位をもって処理すること。
- (3) (4) の運行の安全確保に関する再々違反以上の累違反に係る処分日車数については、行政処分等の基準により初違反20日車以上の処分日車数となる事項の場合、再違反の2倍とする。

## 3 運行管理者資格者証の返納命令処分関係

(1) 2(2)(ア) 中「全く実施していない」とは、監査等において調査した結果、病気等による特段の理由が無いにもかかわらず、1月の間において、点呼簿上点呼が実施されていないことが確認できた場合又は点呼簿が作成されておらず、点呼が実施されていることが確認できない場合とする。

(2) 2(4) 中「処分日車数の総和」とは、運行の安全確保に関する違反の各事項について、行政処分等の基準による「違反行為」欄のうち、「適用条項」欄及び「事項」欄に照らし、これに対応する「初違反」欄又は「再違反」欄（処分基準の表適用条項欄運輸規則第38条第1項関係の事項2については、同項関係事項1の処分日車数を準用する。）の処分日車数の総和をいう。ま

道路運送法（以下「法」という。）の規定に基づく運行管理者資格者証の返納命令の発令基準については、「道路運送法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等について」（平成14年1月17日付け国自総第427号、国自旅第151号）により通達したところであるが、この通達の解釈及び運用について下記のとおり示すので、施行に当たって遗漏のないよう取り扱われたい。

## 記

1 前文中「資格者」とは、法に基づく運行管理者資格者証の交付を受けている者であって、行政処分等の基準により処分等を行おうとする事業者の運行管理者として選任されているか否かに拘わらず、当該事業者の運行の安全確保業務に従事している者をいうものとする。

なお、当該事業者の運行管理者として選任され、運行の安全確保業務をあたかも行っているかのように装うことについて、承諾している者を含むものとする。

## 2 通則関係

- (1) (2) 中「勧告、警告」についての取扱いは、警告は勧告より厳しい文章表現とし、例えば再度法令違反を行えば運行管理者資格者証の返納を命ずる等の表現を含むこと。
- (2) (3) 中「同一の資格者の運行の安全確保に関する再違反」とは、営業所単位をもって処理すること。
- (3) (4) の運行の安全確保に関する再々違反以上の累違反に係る処分日車数については、行政処分等の基準により初違反20日車以上の処分日車数となる事項の場合、再違反の2倍とする。

## 3 運行管理者資格者証の返納命令処分関係

(1) 2(1)(ア) 中「道路交通法通知等」とは、次に掲げるものをいう。  
① 道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条の2第2項（同法第66条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく協議  
② 道路交通法第75条第3項（同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく意見聴取  
③ 道路交通法第108条の34の規定に基づく通知

(2) 2(1)(ウ) 中「全く実施していない」とは、監査等において調査した結果、病気等による特段の理由が無いにもかかわらず、1月の間において、点呼簿上点呼が実施されていないことが確認できた場合又は点呼簿が作成されておらず、点呼が実施されていることが確認できない場合とする。

(3) 2(2) 中「処分日車数の総和」とは、運行の安全確保に関する違反の各事項について、行政処分等の基準による「違反行為」欄のうち、「適用条項」欄及び「事項」欄に照らし、これに対応する「初違反」欄又は「再違反」欄（処分基準の表適用条項欄運輸規則第38条第1項関係の事項2については、同項関係事項1の処分日車数を準用する。）の処分日車数の総和をいう。ま

た、指導監督違反について、運転者が悪質違反行為（過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、救護義務違反）を引き起こした場合であって、運送事業者に指導及び監督の義務があるにもかかわらず当該違反行為の指導及び監督を明らかに実施していなかった場合には40日車（再違反の場合にあっては120日車）を処分日車数に加算する。

なお、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条第3号に規定する事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故を引き起こした場合（当該事故の第一当事者と推定された場合に限る。）の処分日車数の算定は、輸送の安全確保に関する違反が初違反の場合、当該違反に係る処分日車数は行政処分等の基準に係わらず初違反の基準を適用する。

- (3) 2(4)(ア) 中「多数の死傷者」とは、死者及び重軽傷者の合計が10人（軽傷者は0.5人として計算する。）を超える場合とする。
- (4) 2(4)(ア) 中「その他社会的影響の大きい事故」とは、救護義務違反又は酒酔い運転、酒気帯び運転若しくは常習的な覚せい剤等の乱用などによる事故を惹起し、かつ、資格者に指導及び監督の義務があるのにかかわらず当該違反行為の指導及び監督を明らかに実施していなかった場合とする。
- (5) 2(4)(イ) 中「過労運転又は最高速度違反行為」とは、当該行為を防止するための必要な措置が図られていなかった場合とする。
- (6) 2(4)(イ) 中「繰り返し」とは、過労運転又は最高速度違反行為が監査等において調査した結果、1割以上の違反の事実を確認した場合とする。
- (7) 2(4)(ウ) 中「指導及び監督」とは、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第38条第1項及び第2項の規定による指導監督の他、同則第24条第1項、第27条第1項及び第28条の2第1項の規定による指示又は指導を含むものとする。
- (8) 2(4)(エ) 中「機会が少なく」とは、監査等において調査した結果、病気等による特段の理由が無いにもかかわらず、1月の間において、点呼簿上点呼の実施回数が3分の1未満であることが確認できた場合又は一部の点呼簿が存在せず点呼の実施回数が3分の1以上であることが確認できない場合とする。
- (9) 2(5) 中「複数の種類」とは、法第23条の2第1項の規定に基づき交付されたものに限る。

#### 4 資格者の警告等関係

警告等を行う場合は、次によるものとする。

- (1) 資格者証の返納命令に該当しない場合であって、処分日車数の総和が30日車以上を警告とする。
- (2) 資格者証の返納命令に該当しない場合であって、処分日車数の総和が30日車未満10日車以上を勧告とする。
- (3) 勧告、警告に該当しない場合は口頭注意とする。

た、指導監督違反について、運転者が悪質違反行為（過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、救護義務違反）を引き起こした場合であって、運送事業者に指導及び監督の義務があるにもかかわらず当該違反行為の指導及び監督を明らかに実施していなかった場合には40日車（再違反の場合にあっては120日車）を処分日車数に加算する。

なお、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条第3号に規定する事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故を引き起こした場合（当該事故の第一当事者と推定された場合に限る。）の処分日車数の算定は、輸送の安全確保に関する違反が初違反の場合、当該違反に係る処分日車数は行政処分等の基準に係わらず初違反の基準を適用する。

- (4) 2(2)(ア) 中「多数の死傷者」とは、死者及び重軽傷者の合計が10人（軽傷者は0.5人として計算する。）を超える場合とする。
- (5) 2(2)(ア) 中「その他社会的影響の大きい事故」とは、救護義務違反又は酒酔い運転、酒気帯び運転若しくは常習的な覚せい剤等の乱用などによる事故を惹起し、かつ、資格者に指導及び監督の義務があるのにかかわらず当該違反行為の指導及び監督を明らかに実施していなかった場合とする。
- (6) 2(2)(イ) 中「過労運転又は最高速度違反行為」とは、当該行為を防止するための必要な措置が図られていなかった場合とする。
- (7) 2(2)(イ) 中「繰り返し」とは、過労運転又は最高速度違反行為が監査等において調査した結果、1割以上の違反の事実を確認した場合とする。
- (8) 2(2)(ウ) 中「指導及び監督」とは、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第38条第1項及び第2項の規定による指導監督の他、同則第24条第1項、第27条第1項及び第28条の2第1項の規定による指示又は指導を含むものとする。
- (9) 2(2)(エ) 中「機会が少なく」とは、監査等において調査した結果、病気等による特段の理由が無いにもかかわらず、1月の間において、点呼簿上点呼の実施回数が3分の1未満であることが確認できた場合又は一部の点呼簿が存在せず点呼の実施回数が3分の1以上であることが確認できない場合とする。

#### 4 資格者の警告等関係

警告等を行う場合は、次によるものとする。

- (1) 資格者証の返納命令に該当しない場合であって、処分日車数の総和が30日車以上を警告とする。
- (2) 資格者証の返納命令に該当しない場合であって、処分日車数の総和が30日車未満10日車以上を勧告とする。
- (3) 勧告、警告に該当しない場合は口頭注意とする。

- 1 改正後の通達は、平成19年7月1日以降の違反行為から適用する。
- 2 平成19年6月30日までの違反行為については、改正前の通達に定める基準により処分等を行うものとする。

附 則（平成21年9月29日付け国自安第68号、国自旅第136号）  
この通達は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成21年11月20日付け国自安第111号、国自旅第188号）  
この通達は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年4月28日付け国自安第8号、国自旅第10号）  
改正後の通達は、平成22年4月28日から施行する。

- 1 改正後の通達は、平成19年7月1日以降の違反行為から適用する。
- 2 平成19年6月30日までの違反行為については、改正前の通達に定める基準により処分等を行うものとする。

附 則（平成21年9月29日付け国自安第68号、国自旅第136号）  
この通達は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成21年11月20日付け国自安第111号、国自旅第188号）  
この通達は、平成21年12月1日から施行する。